

隠岐の島町 お知らせ便

第322号（令和2年12月24日発行）
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

掲載記事一覧

*今回掲載の内容は、新型コロナウイルス感染症の発生状況によって変更となる場合がありますのでご了承ください。

- 令和3年度町県民税申告相談会場の変更について
- 確定申告はスマホで！
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免
- 国民年金保険料の特例免除
- 西郷岬灯台100周年フォトコンテストの開催
- 令和2年12月1日から「あわび」「なまこ」の採捕が禁止されました！

●新しく漁業を始める方・水揚げアツプを目指す漁業者を応援します！

●島根県立農林大学校学生募集（令和3年4月入学）

●シニアのためのキャリアアップ講座の開催

●くらしに役立つ筆ペン講座の開催

●隠岐広域連合職員採用試験について

●医療従事者の届出制度について

令和3年度町県民税 申告相談会場の変更 について

申告相談につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から、会場の広さを確保し住民同士の感染防止を徹底するため、会場を5箇所限定して行います。

また、マイナンバー制度による個人情報保護の観点からも、申告書類等をデータで国（税務署）へ送信するため、専用のネット環境のある会場に限定して申告相談を行います。皆様のご理解ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

●申告相談会場

隠岐の島町役場 本庁

五箇支所 都万支所

布施支所 中老人福祉センター

*なお、地区ごとに相談日を設けます。日程については、後日、町ホームページ及び全戸配布のお知らせいたします。

地区ごとの相談日以外にも、役場本庁及び各支所においては、左記期間内で、申告相談を受けつけておりますので、ご利用ください。

●申告相談期間

令和3年2月16日（火）から

令和3年3月15日（月）まで

※土日・祝日を除く

※代理申告（ご家族の方に限る）も可能です。

●税務署での申告相談期間

〔納付・還付のある方〕

令和3年2月16日（火）から

令和3年3月15日（月）まで

※土日・祝日を除く

〔還付のある方〕

令和3年1月1日（金）から

令和3年12月31日（金）まで

※土日・祝日を除く

●相談時間短縮にご協力下さい

収支計算書や医療費控除の明細書の作成を、申告会場で行うと、相談時間（滞在時間）が長くなる場合があります。

会場の混雑緩和及び新型コロナウイルス感染症リスク低減のため、ご自宅での作成をお願いいたします。会場内が込み合っている場合には、人数を制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆問い合わせ先

役場税務課住民税係

電話2-8574

確定申告はスマホで！

【感染リスク軽減のための税務署からのお願い】

●密を避ける

確定申告には、ご自宅からスマホでご利用いただけるe-Taxが大変便利です。

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。

●スマホで見やすい専用画面

給与所得、雑所得（公的年金等）や一時所得がある方など、多くの方がスマホ専用画面をご利用いただけます。

申告書の作成はこちらから！



●自宅等で作成！

多くの方が訪れる確定申告会場に出向く必要がありません。

◆問い合わせ先

西郷税務署調査部門

電話2-0378

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料について、次の要件に該当する場合減免します。

●対象となる方

次のいずれかに該当する場合、対象となります。

○新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

○新型コロナウイルス感染症の影響により生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の全てに該当する場合

①事業収入等の減少額が前年の収入額の10分の3以上であること

②前年の合計所得金額が1千万円以下であること

③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額が4百万円以下であること

●対象となる保険税(料)

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来するもの

*申請方法、減免額その他、ご不明な点は、左記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

役場町民課国保年金係

電話218560

国民年金保険料の特例免除

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合は、臨時特例措置として国民年金保険料の免除申請または学生納付特例申請が可能です。

●対象となる方

次の2点をいずれも満たす場合、対象となります。

○令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと

○令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込が、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

●対象となる保険料

令和2年2月以降の国民年金保険料
*申請方法等は、左記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

役場町民課国保年金係

電話218560

西郷岬灯台100周年 フォトコンテストの開催

現在、境海上保安部・隠岐海上保安署では、令和2年度末において、点灯100周年を迎える西郷岬灯台のフォトコンテストを実施しています。

西郷岬灯台の魅力ある写真を投稿してみませんか?皆様からの応募を心からお待ちしています。

●テーマ

西郷岬灯台の魅力を伝える写真(灯台が被写体に含まれていること)

●応募期間

令和3年2月1日(月)まで

●応募資格

年齢不問、1人あたり3点まで(アマチュア、プロは問いません。)

●応募方法

メールに左記の内容をご記入下さい。
件名…「西郷岬灯台フォトコンテスト応募」

本文…①作品のタイトル②作品のコメント③撮影時期④氏名⑤住所⑥年齢(任意)⑦電話番号

*QRコードを読み込むとメールが自動作成されます。



●入賞作品の発表

令和3年3月下旬頃

◆問い合わせ先

境海上保安部交通課

電話085914212534

令和2年12月1日から「あわび」・「なまこ」の採捕が禁止されました!

●概要

令和2年12月1日、改正漁業法の施行に伴い、あわび・なまこ及びしらすうなぎが特定水産動植物に指定され、漁協の組合員が漁業権に基づいて採捕する場合などを除いて、採捕が禁止されました。

また、違反した場合の罰則が大幅に強化され、最高で「3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金」が科せられます。

この罰金額は国内法における個人に対する罰金の最高額です。

●お願い

特定水産動植物については、一般の方が漁業権者などから「少しくらい採っても良いよ」と言われて採捕した場合も違反となりますので注意してください。

また、特定水産動植物以外の漁業権対象種(さざえ、わかめなど)についても、一般の方が採捕した場合の罰則が強化され、漁業権侵害として「100万円以下の罰金」が科せられる可能性があります。

海には様々なルールがありますので、事前によく確認してから出かけてください。

◆問い合わせ先

島根県隠岐支庁水産局水産課

電話219669

新しく漁業を始める方・水揚アップを目指す漁業者を応援します！

島根県では、令和2年度より「島根県農林水産基本計画」を策定し、将来を担う若い世代にとつて魅力ある農林水産業を目指しています。水産分野では、一本釣や刺網等の沿岸自営漁業の振興や漁村を支える新規就業者の確保・育成、漁業者の所得向上を推進しています。

ついでには、沿岸漁業や漁村で中核的な役割を担う認定新規漁業者および認定漁業者を募集します。

●認定新規漁業者

【認定条件】

- ・就業5年未満の自営漁業者
- ・着業から5年後の水揚目標が概ね720万円以上
- ・目標が達成できる技能・知識を有していること

【活用できる支援事業】

- ・漁業の自立や定着に必要な資金の給付（最大120万円／年×5年間以内を給付）
- ・漁具や漁船（中古）の購入費補助
- ・3名以上のグループによる漁業所得向上等の取組への支援

●認定漁業者

【認定条件】

- ・水揚金額増加の意思があること
- ・漁業技術や経営管理能力が優れていること
- ・一定以上の水揚があること

【活用できる支援事業】
・3名以上のグループによる漁業所得向上等の取組への支援

◆問い合わせ先
島根県隠岐支庁水産局水産課

電話219668

島根県立農林大学校学生募集 (令和3年4月入学)

島根県立農林大学校では、島根県の農林業の将来を担う農業者及び林業技術者を志す学生を募集しています。

●募集学科

農業科、林業科

●募集期間

○一般入学（前期）

令和3年1月8日（金）から

1月28日（木）まで

（後期日程については学生募集要項をご確認下さい。）

○地域推薦

令和2年9月30日（水）から

令和3年3月10日（水）まで

出願方法等の詳細は農林大学校ホームページをご確認いただくか、問い合わせ先にご連絡下さい。

●就学・就業支援

学生寮（個室）や各種就学支援制度を備えています。

また、就業に向けた資格取得や支援等、きめ細やかなサポートを行っています。

◆問い合わせ先

島根県立農林大学校

・農業科 電話085418517011

・林業科 電話085417612100

https://www.pref.shimane.lg.jp/horindai.gakko/

島根県農林水産部農業経営課・林業課

・農業科 電話085212216136

・林業科 電話085212215153

シニアのためのキャリアアップ講座の開催

多すぎる物を整理して、セカンドライフをもっと豊かにする生前整理術講座を開催します。

●講座内容

カンタン生前整理講座

●開催日時

1月19日（火）

午後1時30分から午後3時30分

●場所

隠岐の島町社会福祉センター

●対象者

隠岐の島町シルバー人材センター会員又は満60歳以上の方

●受講料

無料

●募集定員

10名（先着順）

●申込期限

1月18日（月）

◆申込・問い合わせ先

島根県シルバー人材センター
連合会 隠岐分室
電話085121311691

くらしに役立つ筆ペン講座の開催

隠岐の島町シルバー人材センターでは新規会員の募集を目的に次のとおり開催します。

「くらしに役立つ筆ペン講座」

くらしの表書きを書いてみよう

●日時

1月29日（金）午後2時～4時

●会場

隠岐の島町社会福祉センター

●講師

阿部喜霞^{きか}氏（阿部美喜子さん）

〈都万書道教室運営・指導〉

●内容

・シルバー人材センターの概要

・筆ペン講座くらし袋の表書きを書いてみよう

書いてみよう

●参加対象

・原則60歳以上の方

・シルバー人材センターで就業を希望する方、または関心のある方

●受講料

無料

●申込期限

1月19日（火）

◆申込・問い合わせ先

隠岐の島町シルバー人材センター
（担当／松林・高梨）

電話311533

隠岐広域連合職員採用試験 について

隠岐広域連合では令和2年度第5回及び第6回職員採用試験を実施します。

●募集職種と採用予定人員

【第5回】	助産師・保健師・看護師	5名
	臨床検査技師	1名
	作業療法士又は理学療法士	1名
	臨床工学技士	2名
	言語聴覚士	1名
【第6回】	一般行政職	1名

●受験資格

【助産師・保健師・看護師】
昭和45年4月2日以降に生まれた方で、助産師、保健師又は看護師の免許を有する方又は令和3年3月31日までに発行される国家試験により当該免許を取得する見込みの方。

【臨床検査技師】

昭和60年4月2日以降に生まれた方で、臨床検査技師の免許を有する方又は令和3年3月31日までに発行される国家試験により当該免許を取得する見込みの方。

【作業療法士又は理学療法士】

昭和60年4月2日以降に生まれた方で、作業療法士又は理学療法士の免許を有する方又は令和3年3月31日までに発行される国家試験により当該免許を取得する見込みの方。

【臨床工学技士】

昭和60年4月2日以降に生まれた方で、臨床工学技士の免許を有する方又は令和3年3月31日までに発行される国家試験により当該免許を取得する見込みの方。

【言語聴覚士】

昭和60年4月2日以降に生まれた方で、言語聴覚士の免許を有する方又は令和3年3月31日までに発行される国家試験により当該免許を取得する見込みの方。

【一般行政職】

平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方。

●試験日、試験会場及び試験内容

【第5回】

- ①試験日
令和3年1月16日（土）
- ②受付時間
午前11時30分から11時45分まで
- ③試験会場
隠岐広域連合消防本部
- ④試験内容
作文試験・面接試験

【第6回】

（一次試験）

- ①試験日
令和3年1月16日（土）
- ②受付時間
午前8時30分から8時45分まで
- ③試験会場
隠岐広域連合消防本部
- ④試験内容
教養試験

（二次試験）

- ①試験日
令和3年2月13日（土）
- ②受付時間
午前8時30分から8時45分まで
- ③試験会場
隠岐広域連合立隠岐病院
- ④試験内容
作文試験・面接試験

●受験手続

【第5・6回】

- ①申込用紙の請求及び提出先
〒685-0104
隠岐の島町都万2016
隠岐広域連合事務局総務課
- ②受付期間
令和2年12月8日（火）から
令和3年1月7日（木）まで
土日祝日を除く平日

※郵送の場合は、1月4日（月）の消印分まで有効とし受け付けます。

※島外の方など、郵送で申込用紙を請求する場合は、12月23日（水）到着分まで受け付けし郵送します。

●採用

原則、令和3年4月以降に採用します。給与は職員の給与に関する条例（隠岐広域連合）により支給されます。

◆問い合わせ先

隠岐広域連合事務局総務課

電話 6-9150

医療従事者の届出制度について

医療業務に従事している方は、2年に一度、届出をすることが義務づけられています。

●届出の必要な方

- ①医師・歯科医師・薬剤師
・対象：全員（隠岐管内の施設に勤務又は居住の方）
- ②保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士
・対象：隠岐管内の施設で医療業務に従事している方

●提出先

隠岐保健所にご提出下さい（令和2年12月31日現在の状況を記入）

●届出締切

令和3年1月15日（金）

●届出用紙

厚生労働省HP・島根県HPより入手可能です。

◆問い合わせ先

〒685-0015

隠岐の島町港町塩口24番地

隠岐保健所総務医事課

電話 2-9702